

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

現状では学生支援に関する大学の方針は明文化されていない。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1: 学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2: 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点 3: 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

評価の視点 4: 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点 5: 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点 6: その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

① 学生の修学に関する支援

学生の修学状況は、セメスター毎の取得単位と GPA を用いて設定した履修継続要件や最低取得単位数を利用して確認している。

履修継続要件や最低取得単位数から外れた成績不振の学生を「注意」(黄紙)と「警告」(赤紙)の2段階に分けて、該当学生には「成績通知書」の発送時に書類を同封して成績

第7章 学生支援

の不振状況について伝え、アドバイザーから指導を行っている。

学生から授業などの質問を受けられるように、専任教員はオフィスアワーの時間をポータルサイトから検索可能にしている。また、非常勤教員に質問する場合は、シラバスに時間・場所等を分かるようにしている。

学生の能力に応じた補習教育は、主に薬学部、歯学部の1年次生を対象に数学・物理・化学・生物などを教養部が中心となり実施している。

障がいのある学生への対応として、スポーツ科学などの授業では「見学」などの配慮や一般授業では配布プリントを増やすなど、授業担当教員の理解・協力のもと、他の学生と同様に授業を受けられる環境を整えている。

また、本学では、学生が安心して学業に専念できるような環境づくりを心がけており、学生が休・退学で学業を停止してしまうことのないようにサポートしている。休・退学者の状況把握は、学生が最初に相談に来る学生課窓口にて書類ならびに学生から口頭で事情を聞くことにより行っている。

経済的な理由により修学が困難な学生に対する経済的支援措置については、日本学生支援機構奨学金制度を基本とし、それを補完する制度として大学独自の奨学金制度を運用している。

② 学生の生活に関する支援

本学ではすべての学生、教職員および本学と関係を有する者が対等な個人として尊重され、人権侵害や性差別としてハラスメントのない快適で安全な環境の下で教育・研究・学習および業務を行う機会と権利を保障することを目標とし、いかなるハラスメントも容認しない取り組みを進めている。万一、ハラスメントが発生した場合には、2009（平成21）年12月1日施行の「ハラスメントの防止および処理に関する規程」に従って、学内での適切な調査と手続きを経たうえで、適正・公正な措置を講じることにしている。

学生生活に関する相談については、まず学生課窓口にて相談に応じ、心身の健康に関する相談については専門部署である保健センターや学生相談センターと連携を取りながら対応している。

保健センターは学生の健康管理を目的として、「健康管理棟」1階に設置されており、スタッフは、医師（教員兼任4名、非常勤2名）、看護師（常勤2名、非常勤2名）、歯科医師（教員兼任1名、非常勤3名）、歯科衛生士（非常勤1名）で構成されている。主な業務として、定期健康診断、一般健康相談、女性健康相談、精神健康相談、歯科矯正相談、歯科診療、救急応急措置、健康診断証明発行などが挙げられる。また入学手続き書類の「入学時健康調査票」をもとに、疾患や障がいのある学生への面接を行い、必要に応じて修学上の配慮を関係部署に依頼している。

学生相談センターは「健康管理棟」2階に設置されており、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが4名常駐しており、日常の相談業務に加え、突発的な問題が生じたときにも対応できる体制が整えられている。保健センターや教職員、保護者、学外機関との連携のもと、学生相談業務が行われている。面接室のほかに「コミュニケーションスペース」が設けられており、安心して交流できる場、休息の場、学内の居場所として利用されている。また、各学部より選出された学生相談センター相談委員（教員）により、「なんでも相談」や「スポーツ推薦入学者への面接」を行っており、学生生活の助言指導や競技活動の安全に努めている。学生への周知は、大学ホームページや新入生向けの配布物に記載す

るとともに、「新入生向けスタンプラリー」を行い学内の支援機関を紹介している。2011（平成23）年の秋学期からは、学生生活の向上を目的として1年生全員を対象としたアンケートを行い、入学してから半年間で学生らを感じる不満や学生生活への希望などの調査を行っている。また、退学者の減少を目的として、退学につながりやすい休学中の学生に向けて「休学者のための相談週間」を実施している。復学した際に、円滑に大学生活を送れるよう援助している。

③ 学生の進路に関する支援

3年次生より就職ガイダンスを年5回実施している。また、それに併せてSPI対策、筆記試験対策、自己分析、グループディスカッション講座、面接対策講座など多量のガイダンスを開催している。

また、4年次になる3月には学内合同説明会を実施、その他、学内に企業を招いて個別の単独企業説明会を開催している。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生部では、学生の生活実態を把握し、学生生活の改善に取り組むため、平成元年から4年ごとに「学生生活アンケート」を実施している。2017（平成29）年度に実施の予定であるが、従来は授業時間を利用して実施していたが今回からはウェブによるアンケート方式とし授業時間を利用せず実施する予定である。また就職関係の各種ガイダンスにおいて参加者にアンケートを依頼し、その評価をもとに次年度のプログラムの実施内容について検討している。

(2) 長所・特色

学生の修学や学生生活の両面を支援する上で、教務課と学生課が連携して、学生の生活等の状況に合わせた履修・成績指導を行っている。また、学生の所属学部や教養部とも連携し、情報共有を行うことにより最新の学生の状況を把握している。

本学独自の奨学金は、全て給付型の奨学金制度となっており、他の奨学金の貸与を受けながらも受給できるため、債務を負いながら学業に励んでいる学生に対して、有効な奨学金制度となっている。

ハラスメント防止については「ハラスメント防止のためのガイドブック」というリーフレットを作成し、学内情報スタンドに設置および新入生全員に配布して周知徹底を図っている。

「ハラスメントの防止および処理に関する規程」を策定するために、検討会議を複数回おこない、しかるべき制度の確立に向けて全学的な努力をおこなった。有効性の期待できない外見だけの制度で済ませるならば、被害は防止できず、救済を求める被害者の期待を裏切り、行為者は改善されず、結局は大学への信頼が損なわれることになる。専門的知見

第7章 学生支援

に依拠しながら学生、教職員だけでなく、本学が受け入れた研究者および委託業者等本学の教育研究または業務において関係を有する者の意見を反映できるよう配慮した。

学生相談センターに臨床心理士の資格を有するカウンセラーが4名常駐することによって、いつでも相談に行ける体制を整えた結果、利用者は増加した上、予約が取れない状況も解消した。また、学生が気軽に学生相談センターを利用できるように、相談の申込を窓口だけに限らず、メールや電話でも受け付けている。相談に来る学生も、修学に関する相談が増加し、常勤カウンセラーが相談学生のアドバイザーや、科目担当者と密に連絡を取り合えるような環境が整備され、学生が安定した学校生活を送れるようになった。

また、学生自らは学生相談センターに相談は来ないが、アドバイザーやゼミ担当教員から「気になる学生」に関する相談を受け、カウンセラーから「気になる学生」への対応をアドバイスし、学生相談センターへ繋げるような取り組みを行っている。この取り組みについては、学生の修学に関する援助だけではなく、学生への対応を苦慮している教職員に対しても、非常に効果が上がっている。

また、課外活動における健康管理・事故防止について、学生の意識を高めるための講習会を学生課が中心となり定期的に実施している。2月のリーダーシップトレーニングではアルコールについての講義を行い、また、安全管理講習会を年2回開催し、3月は尾三消防署の協力のもと普通救命講習を、6月には熱中症対策講座を実施している。

(3) 問題点

今後、学生生活支援に関する具体的な方針を明示する必要がある。

アドバイザー制度について、教養部と学部間における4年間一貫した指導体制が整っていない場合や、1、2年次開講のゼミ担当者とアドバイザーとの関わり、3、4年次のゼミ未履修者のサポートなど、学生一人一人のフォロー体制が不十分な部分がある。

授業の出席管理について、任意の教員においてのみ管理しているため、学生の学修状況を受講段階から把握する上で、全ての授業において出席状況を管理する必要がある。

近年、「経済的理由」や学納金未納による「除籍」の退学者は増加している。奨学金等を通しての経済的支援として、大学独自の奨学金の充実や拡大は今後も検討を重ねる必要がある。

在学生による新入生支援サービスについて、今後は、上級生による下級生の生活面・学習面についての相談を随時実施するなどの検討が必要である。また、学生相互の学びあいの仕組みを発展させ、その経験を社会に出た後にも活用できるようなシステム作りが必要である。そのためにも、学生主体である運用のシステム作りを行い、学内のみならず、地域活動・ボランティア活動から地域との繋がりを築けるよう展開していく必要がある。

入学当初から学生に学生相談センターを認知させるとともに、学生生活における配慮や支援が必要な学生を把握することが、早期の問題解決に繋がる。今後は、入学直後に学生相談センターを知るきっかけ作りとなる新入生向けの情報発信手段や催し物を企画するなど検討する。

(4) まとめ

学生支援に関する大学としての方針を2017（平成29）年度中に策定し明示する。その方針が適切に運用できるよう各部署は支援方法を見直し、それぞれの部署が行っている学生の修学支援を全学で連携して実施していく体制の構築が必要である。

進路支援に関しては、昨今の就職売り手市場の流れもあり、2017（平成29）年3月卒業生の就職決定率は98.7%、実卒業生に対しての就職決定率も91.7%（文系学部のみ92.2%）と好成績を収めることが出来た。2018（平成30年）年3月卒業生に対しても同様に支援するとともに、最近の採用スケジュールに併せた2019（平成31）年3月卒業生に対しての就職支援を行う。

